

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁 最終的な調整結果

管理番号

211

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

金融庁

求める措置の具体的な内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務(内閣府から金融庁に権限を委任されたものに限る)について、地方財務局から都道府県へ権限の移譲。

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、保険媒介代理事業、公認会計士事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3ヶ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならず、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。

一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。

こうした状況に鑑み、地方財務局が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等(内閣府から金融庁に権限を委任されたものに限る)についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。
また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

ご提案については、事業協同組合等に関する制度所管省庁と連携しつつ、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案については、事業協同組合等に関する制度所管省庁と連携しつつ、検討してまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

4【金融庁】

(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務・権限であって、内閣総理大臣から金融庁長官に委任されるもののうち財務局長又は財務支局長に委任される事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等のうち金融庁長官の所管に属するものに係る内閣総理大臣の事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。